

豊 丘 村
地球温暖化防止実行計画

平成20年3月

長野県 豊丘村

目 次

第1章 基本事項

- 1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5. 基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 温室効果ガスの排出状況

- 1. 燃料の使用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 目標

- 1. 行動目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 具体的な取組

- 1. 物品の購入にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2. 用紙及び電気等使用にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3. 排気にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4. 建築及び管理にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5. 施設の修理・解体にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6. 公共事業・施設管理にあたっての取組・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 7. 環境保全に関する意識向上・率先実行の推進にあたっての行動目標・・・・・・・・ 12

第5章 推進・点検体制

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2. 実行計画の進捗状況の調査・集計・解析・見直し・・・・・・・・ 13
- 3. 実行計画の進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1章基本事項

1. 計画策定の背景

20世紀において、人類の活動は科学技術の発展を背景に大きく変化して参りました。

人類はより豊で便利な生活を手に入れた一方、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動により、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題に直面することになった。

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効しました。

これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリンから始まり、1997年に「第3回締約国会議（COP3）」が開かれ、各国の温室効果ガスの削減目標を具体的に示した「京都議定書」が採択されました。

この中でわが国は、温室効果ガスの総排出量を2008～2012年の第1約束期間に1990年レベルから6%削減することを約束しました。

京都議定書の6%削減に向けて、国は平成14年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を見直し、国・地方公共団体・事業者・国民といった全ての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが必要不可欠である。

地球温暖化の推進に関する法律第8条

第八条 都道府県及び市町村は基本方針に則して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、または変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならない。

地球温暖化の推進に関する基本方針について（抄）

3. 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項

(1) 策定、変更及び公表

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府の実行計画」という。）を策定し、また変更しようとするときは、その案を公表し、閣議の決定を求めるとともに、閣議決定があったときは、遅滞なく公表しなければならない。

2. 計画目的

豊丘村の事務及び事業活動により、環境負荷を掛けていることを認識し、地球温暖化防止活動の趣旨を各職員が認識し、確実に実践できるための計画を策定するものであり、住民や事業所の模範となり得るものを策定し地球温暖化防止活動の促進を図るものである。

3. 計画期間

平成20年度～平成24年度までの5年間とする。

なお、計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 対象範囲

豊丘村の本庁及び出先機関を含めた全ての事務・事業を対象とする。

なお、当初は以下の施設を対象とし、段階的に対象範囲を拡大する。

施 設 名			
1	庁舎・保健センター	17	村営駐車場
2	消防施設	18	中学校
3	同報無線施設	19	北小学校
4	街路灯施設	20	南小学校
5	C A T V施設	21	村民グラウンド・村民体育館
6	北保育所	22	多目的広場
7	中央保育所	23	パターゴルフ場
8	南保育所	24	スポーツ館
9	憩いの家	25	弓道場
10	勤労者福祉センター	26	中学グラウンド照明
11	介護予防拠点施設はつらつ	27	北小グラウンド照明
12	一般廃棄物最終処分場	28	南小グラウンド照明
13	特環下水処理場	29	総合福祉センター
14	農集排河野処理場	30	図書館
15	農集排伴野処理場	31	歴史民俗資料館
16	簡易水道施設	32	給食センター

5. 基準年度

比較年度の資料を平成18年度とする。

なお、行動目標の設定にあたっては、具体的記述又は基準年度比における削減目標を設定する。

6. 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の6物質である。

ただし、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の3ガスについては排出量の把握が困難であるため、本村の温室効果ガス排出量の算定対象は、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）とする。

法律で対象となる温室効果ガス

区 分	主な発生源	算定対象
二酸化炭素	石油、石炭などの化石燃料の燃焼 化石燃料により得られた電気等の消費	○
メタン	燃料の燃焼、廃棄物の埋立、家畜、水田、 下水処理等	○
一酸化二窒素	燃料の燃焼、廃棄物の埋立等	○
ハイドロフルオロカーボン	冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒またはスプレー製品の噴射等に使用	×
パーフルオロカーボン	半導体のエッチング等に使用	×
六フッ化硫黄	変圧器の電気絶縁ガスに使用	×

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 燃料の使用状況

平成18年度における豊丘村の事務及び事業活動による燃料の使用状況は以下の通りとなっている。

豊丘村の事務および事業活動に伴う燃料使用量（平成18年度）

		項目	単位	豊丘村	
温室効果ガス算定対象	燃料使用量	一般炭	kg	0	
		ガソリン	ℓ	13,198	
		灯油	ℓ	237,032	
		軽油	ℓ	663	
		A重油	ℓ	9,473	
		液化石油ガス（LPG）	kg	1,570	
			電気使用量	kWh	2,725,749
	自動車の走行	ガソリン	乗用車	km	33,178
			軽自動車	km	12,000
			軽貨物車	km	112,200
			特殊用途車	km	1,000
		軽油	乗用車	km	4,000
			普通貨物車	km	
			小型貨物車	km	
特殊用途車			km	630	
バス			km	2,000	

2. 温室効果ガスの排出状況

地球温暖化係数

各温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の温室効果の度合いは様ざまであることから、二酸化炭素を1として表した各温室効果ガスの「地球温暖化係数（GWP）」をそれぞれの排出量に乗ずることにより総排出量として一つの数値として合算して示します。

表 各温室効果ガスの地球温暖化係数

ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310

温室効果ガス総排出量

豊丘村の事務・事業における温室効果ガスの総排出量は、2,170,377 kg-CO₂であり、そのほとんどが二酸化炭素で占められている。

温室効果ガス排出量と構成比

温室効果ガス	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	2,165,739	99.79%
メタン (CH ₄)	1,848	0.09%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	2,790	0.12%
計	2,170,377	100.00%

第3章 目標

1. 行動目標

次の通り目標を設定し、その達成に向けて職員一人一人が実践していく。

物品購入にあたっての行動目標

項目	行動目標	担当部署
用紙類	証明発行等の指定分を除き、古紙配合率を70%とする。	総務課
印刷物		
衛生紙		
電気製品	環境への負荷が少ない製品を購入する。	
文具・事務機器		
公用車	新規購入時に低公害車、低燃費車の購入を目指す。	
その他	環境への負荷が少ない製品を購入する。	

用紙及び電気等使用にあたっての行動目標

項目	行動目標	担当部署
用紙使用（購入）の削減	基準年度比5%削減	総務課
電気使用量の削減	基準年度比6%削減	
燃料使用量の削減		
水道使用量の削減		

廃棄にあたっての行動目標

項目	行動目標	担当部署
廃棄物発生量の削減	基準年度比5%削減	総務課
再資源化の向上	再資源化できるものは100%資源化する。	

建築物の建築及び管理等にあたっての行動目標

項目	行動目標	担当部署
環境に配慮した計画	工事等は、自然環境に配慮した設計を行い、環境負荷の低減を行い。	工事担当発注課
自然を活かした施設の整備・管理		

施設の修理・解体にあたっての行動目標

項目	行動目標	担当部署
環境に配慮した計画	環境対策の確認	工事担当発注課
副産物の資源化の推進	廃棄物適正処理及び再生資源の有効利用の徹底	
化学物質の回収	適正処理の徹底	

公共事業や施設管理委託にあたっての行動目標

項目	行動目標	担当部署
環境に配慮した事業の実施	受注者に対する環境保全意識啓発の徹底	工事担当発注課
施設管理委託における温室効果ガス排出抑制	受託者への要請の徹底	施設管理委託課

環境保全に関する意識向上・率先実行の推進にあたっての行動目標

項目	行動目標	担当部署
職員の環境保全意識の向上と率先実行の推進	環境問題・環境保全に関しての職員の意識の向上・率先実行の促進・啓発を図る。	環境課
環境保全活動への職員参加の推進	研修、環境保全活動等への職員の自主的参加を促進する職場環境を整備する。	環境課

2. 削減目標

1. 行動目標を達成し、次のとおり温室効果ガスの削減を図る。(排出量単位：Kg-Co2)

区分	基準年度排出量 (平成18年度)	削減目標 (%)	目標年度排出量 (平成24年度)
二酸化炭素 (CO2)	2,165,739	6	2,035,795
メタン (CH4)	1,848	6	1,737
一酸化二窒素 (N2O)	2,790	6	2,623
計	2,170,377	6	2,040,155

第4章 具体的な取組

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等に直接的あるいは間接的につながる取り組みを全職員で、あるいは各部署の役割・業務内容や場面に応じて実行するものとし、職場全体で一丸となって取組の徹底を図る。

なお、憩いの家、はつらつなど住民サービスを主体としている施設については、サービスの質の確保との両立を図りながら取り組むものとする。

1. 物品の購入にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
用紙類	<input type="checkbox"/> コピー用紙 古紙配合率70%かつ白色度70%以下のものを購入する。 (証明書などの指定分を除く) <input type="checkbox"/> フォーム用紙及びその他用紙 帳票類、OA用紙、ファックス用感熱紙は古紙配合率が高いものを購入する。
印刷物	<input type="checkbox"/> 紙製品の購入 広報誌、封筒、名刺、ポスター、パンフレット等は古紙配合率が高いものを購入する。
衛生紙	<input type="checkbox"/> 衛生紙は全て古紙配合率100%の製品を購入する。
電気製品	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコン・蛍光灯その他の電気製品は、エネルギー消費効率が高い省エネルギー型の製品を購入する。 <input type="checkbox"/> OA機器7品目(コンピューター、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、複合機、スキャナ)は、原則として国際エネルギースターマーク、国の推奨するリストに記載されているものを購入する。 <input type="checkbox"/> リースにあたっては上記条件と同等とする。
文具・事務機器	<input type="checkbox"/> 文具・事務機器等は、原則としてエコマークやグリーンマークが表示されているものか同等の製品を購入する。 <input type="checkbox"/> カートリッジ、ボールペン、事務用のり、洗剤、朱肉、その他詰め替え可能なものを購入する。
公用車	<input type="checkbox"/> 公用車(使用目的による特殊事情を除く)は、低公害車(ハイブリッド車)省エネ法の基準を満たした低燃費車を購入する。
その他環境への負荷が少ない製品	<input type="checkbox"/> 設備機器、洗濯機、自動洗浄トイレ等は節水型の機器を購入する。 <input type="checkbox"/> 食料等は、リターナブル容器(再利用が可能なもの)の購入に努める。 <input type="checkbox"/> 長期使用が可能な製品の購入に努める。 <input type="checkbox"/> グリーン購入法に基づく調達方針を参考に環境への負荷が少ない製品を購入する。

2. 用紙及び電気等使用にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
用紙使用量の削減	<input type="checkbox"/> 裏面コピー、両面コピーを徹底する。 <input type="checkbox"/> メモ用紙は、不要紙を利用する。 <input type="checkbox"/> 使用済み封筒は再利用をする。
電気使用量の削減	<input type="checkbox"/> 不要な電灯を消す。 <input type="checkbox"/> 昼休みは、窓口以外は消灯する。 <input type="checkbox"/> 照明器具は、定期的に清掃し照明効率を図る。 <input type="checkbox"/> OA機器の電源は、業務後（帰宅時）必ず電源を切る。 <input type="checkbox"/> 冷房は温度設定28度、暖房は温度設定21度とする。 <input type="checkbox"/> テレビ・冷蔵庫等の利用実態を調査し、適正配置を図る。
燃料使用量の削減	<input type="checkbox"/> 公用車の燃料削減（急発進・急加速を控え、経済運行速度40km/h～60km/hとする。又、待機時はエンジンの停止などアイドリングストップ運動を励行する。） <input type="checkbox"/> 走行距離、燃料使用量などの実態把握と改善。 <input type="checkbox"/> 公用車の相乗りにより効率的な利用を図る。 <input type="checkbox"/> 近距離移動の自転車使用
水道使用量の削減	<input type="checkbox"/> 節水を励行する。 <input type="checkbox"/> 洗車の際は、自家用井戸水の利用などに努める。

3. 用紙及び電気等使用にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
廃棄物発生量の削減	<input type="checkbox"/> 使用済み封筒は再利用をする。 <input type="checkbox"/> コピーは必要最小限枚数とし、両面コピーを心掛ける。 <input type="checkbox"/> ファイル・フォルダー等の再利用を心掛ける。 <input type="checkbox"/> コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、詰め替え製品を使用する。 <input type="checkbox"/> ボールペン、鉛筆等の事務消耗品の適正化を図る。 <input type="checkbox"/> 学校・保育所等の調理施設において、生ゴミの減量化に努めること。
再資源化の推進	<input type="checkbox"/> 焼却処分の必要な書類以外で、資源化が可能なものは全て再資源化を図る。 <input type="checkbox"/> 不要備品等の再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 全課に分別ボックスを設置し、リサイクル推進を図る。

4. 建築及び管理にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
環境に配慮した計画の推進	<input type="checkbox"/> 公共施設等の緑化を推進する。 <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出量の少ない燃料を使用する設備の導入に努める。 <input type="checkbox"/> 下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進し、水質汚濁防止に努める。 <input type="checkbox"/> 自動水栓、節水コマ等の設備器具の導入に努める。 <input type="checkbox"/> 省エネルギー照明器具及びエリアに配慮したスイッチ回路の導入に努力する。 <input type="checkbox"/> 今後も太陽光・太陽熱等の自然エネルギーの導入を図る。

5. 施設の修理・解体にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
環境に配慮した事業の推進	<input type="checkbox"/> 再資源物の分別と廃棄物の適正処理の徹底 <input type="checkbox"/> 不法焼却の禁止の指導 <input type="checkbox"/> 有害物質の適正処理の指導

6. 公共事業・施設管理にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
環境に配慮した事業の推進	<input type="checkbox"/> 再資源物の分別と廃棄物の適正処理の徹底 <input type="checkbox"/> 不法焼却の禁止の指導 <input type="checkbox"/> 有害物質の適正処理の指導

7. 環境保全に関する意識向上・率先実行の推進にあたっての取組

項 目	主 な 取 組 内 容
職員の環境保全意識の向上と率先実行の推進	<input type="checkbox"/> 職員向けに環境保全研修等を実施する。 <input type="checkbox"/> 環境保全に寄与する行動を奨励する日や月間を設ける。 <input type="checkbox"/> 職員向け配布物等を利用し、環境問題あるいは環境保全に関する情報を広報する。 <input type="checkbox"/> 職場生活上で環境に配慮すべき事項についてマニュアルを作成する。
環境保全活動への職員参加の推進	<input type="checkbox"/> 職員が参加できる環境保全活動について、職員向けに必要な情報提供を行う。 <input type="checkbox"/> 職員が環境保全活動に積極的に参加できるよう便宜を図る。

第5章 推進・点検体制

1. 推進体制

本計画は全職員が実践することとなり、本計画推進のための推進体制が重要となる。

本計画の推進体制は、理事者及び課長級職員による本部会と、各課から選出された委員による幹事会による。

本部会

本部会は、理事者及び課長級職員によって組織する。

No	職 名
1	村長
2	副村長
3	教育長
4	総務課長
5	住民課長
6	産業建設課長
7	環境課長
8	教育委員会事務局長
9	保育所長

幹事会

幹事会は、各課から選出された委員により組織する。

事務局

事務局は、総務課とする。

2. 実行計画の進捗状況の調査・集計・解析・見直し

本部会

総務課（事務局）幹事会から毎年度の取組状況・温室効果ガスの総排出量等の報告をうけ、実行計画の進捗状況を管理する。また、進捗状況に応じて実行計画の見直しを行う。

幹事会

幹事会は各施設における毎年度の取組状況・温室効果ガスの総排出量等を調査・集計し本部会に報告する。また、取組状況を報告する際にその内容の点検・評価を行う。

3. 実行計画の進捗状況の公表

実行計画の進捗状況及び点検・評価結果については、毎年度、村の広報等により公表する。